

大会決議(案)

インターネットは、現代社会においてまさに世界中の国々に行き渡り、私たちが情報を得るために欠くことのできないツールとなっている。しかし、一方で以前では考えられない影響を私たちの生活、教育、労働現場等に与え、膨大な情報量は人々の取捨選択を超えて人権を侵害する場合がある。

身分差別の残照が残る1872年の壬申戸籍は、差別の温床であると封印されたが、1970年代に「部落地名総鑑」が社会に出回り差別の根深さを思い知らされた。多くの人々の努力によって回収され差別の温床は再び封印された。

しかし2016年、それが再びネット上に復活したことは悪夢としか言いようがない。削除を求める裁判が提起され、今年9月に判決が出たがプライバシー侵害の違法性を認めつつ差別禁止の明言はなく、時代は進んでも人権状況は遅々として改善しない現状がある。

パリ原則に適合した国内人権機関の設置を求めた取り組みも、2002年第1次小泉内閣において人権擁護法案が国会提出されてから来年で20年となる。しかしいまだ法制定に至らない。こうした状況で日本が他の国を批判、非難する資格があるとは到底言えないだろう。人権に係る様々な条約を締結しながらその全てについて第一選択議定書の批准もしていないのだ。国内の人権状況について個人として通報する権利さえ私達にはない。

コロナ禍という先の見えない状況が続く中、誰もが不安を抱える時代だからこそ、人権が保障され誰もが安心して暮らせる体制が構築されていなければならないはずだ。

私たちは、これからも、人権が真に尊ばれる社会を目指し、差別に苦しむ人々を救済する法整備を1日も早く実現するよう全力で取り組むことを、ここに決議する。

2021年12月9日

部落解放・人権政策確立要求京都市実行委員会
第35回大会 参加者一同